

## 設備資金の保証要領

平成15年12月10日独信基(305)平成15年第639号  
改正 平成28年11月8日独信基304平成28年度第94号  
改正 平成29年4月1日独信基304平成28年度第186号

設備資金に係る債務の保証の取扱いについては、次に定めるところによる。

### 1 対象とする債務

対象とする債務は、設備（公害防止・安全衛生施設等を含む。）の取得、改良等に必要な資金であって、林業信用保証業務細則（以下「細則」という。）第5条第1項各号に掲げるものに係る債務とする。

### 2 借入期間

- (1) 保証に係る資金の借入期間の最高限度は15年、林業信用保証業務に係る貸付業務要領第4条第1号に規定する預託事業に係る資金（以下「木材産業等高度化推進資金」という。）にあつては7年とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金については、その借入期間の最高限度は10年とする。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、林業・木材産業改善資金のうち次の各号に掲げる資金については、その借入期間の最高限度は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。
  - ① 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第9条に規定する資金 12年
  - ② 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に規定する資金 15年
  - ③ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第12条に規定する資金 12年
  - ④ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する資金 12年
  - ⑤ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条に規定する資金 12年
  - ⑥ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第11条に規定する資金 12年
  - ⑦ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第10条第2項に規定する資金 12年
  - ⑧ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の6第1項に規定する資金 12年
  - ⑨ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条に規定する資金 12年
- (4) 借入期間の設定に当たっては、設備の耐用年数等を勘案するものとする。

### 3 償還方法

保証に係る資金の償還方法は原則として月賦又は年賦による分割償還とし、おおむね2年以内（木材産業等高度化推進資金にあつては1年6ヵ月以内、林業・木材産業改善資金にあつては3年以内、ただし、2の(3)に掲げる資金のうち③、⑥、⑦及び⑧にあつては5年以内）で据置期間を設けることができるものとする。ただし、短期間の借入債務等について適当と認められるものは一括償還することができるものとする。

### 4 物的担保

保証に係る資金の借入期間が長期にわたる場合又はその使途が土地・建物の取得、改良等である場合は原則として物的担保を徴求するものとする。ただし、必要と認めるときは、これ以外の場合であっても物的担保を徴求するものとする。

### 5 繰上償還

被保証者が、保証に係る借入金によって取得、改良等を行った設備を借入期間満了前に売却し、譲渡し、貸与し若しくは細則第5条第1項の用途以外の用途に使用したときは原則として被保証者は借入金残額を繰上償還するものとする。

### 6 申込手続

設備資金の申込手続については、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 設備資金に係る債務保証依頼書及び債務保証協議書は運転資金に係るものと別件として提出するものとする。
- (2) 債務保証依頼書及び債務保証協議書の「資金の使途」欄は、債務保証依頼書及び債務保証協議書の記入例に基づいて記載するものとする。
- (3) 債務保証依頼書に添付する書類は、運転資金の保証の場合に必要なもののほか、次のとおりとする。

ア 林業・木材産業改善資金に係る債務である場合

当該貸付資格認定申請書の写し

イ 合理化計画の実施のために必要な資金に係る債務である場合

当該合理化計画書の写し

ウ その他の場合

土地及び建物に係る場合については設備計画書（様式保第1号の4）、それ以外の設備に係る場合については設備の主な内容を記載したもの（様式は任意とする。）

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領の変更は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この要領の変更は、平成29年4月1日から施行する。